

2004年5月27日
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

老人保健法による給付記録事務に係るコンピュータ処理及びコンピュータ結合について（答申）

2004年5月10日付けで諮問（第131号）された老人保健法による給付記録事務に係るコンピュータ処理及びコンピュータ結合について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。
- (2) 同条例第19条の規定によるコンピュータ結合の必要性があると認める。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、コンピュータ処理及びコンピュータ結合の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 老人保健制度は、国の受託事務として各市町村が老人保健受給者の資格、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）などの管理を行い、医療の審査及び支払は、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託されている。

イ 本市では、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に業務委託をし、老人保健受給者の資格内容等を毎月磁気媒体（MT）により国保連へ情報提供し、国保連では、医療機関から請求のあったレセプトにより、レセプトの内容と市から情報提供を受けた内容とを突合し、その結果を各種データの成果物として、紙ベースにより市に対して提出している。

ウ 平成16年1月13日付けで国保連は、県内各市町村に対し帳票のペーパーレス化及び事務処理の効率化を図るため同年3月を目途に老人保健ネットワークを構築し、対応可能な市町村から順次専用回線によりシステム配信をしていきたい旨の通知を、さらに同年4月5日付けで、紙ベースでのデータの提出は順次取り止める方針である旨の通知を出している。

(2) コンピュータ処理及びコンピュータ結合の必要性について

国保連からの通知により平成17年3月までの間に県内市町村に対して随時専用回線によるシステム配信を開始すること及び紙ベースによる提出と比較してデータベースによる専用回線を利用しての配信の方が、各種帳票類の保管場所の確保及び必要とする受給者の情報の検索、編集が瞬時にできることにより、市民対応時の事務効率が図られることなどからコンピュータ処理及びコンピュータ結合の必要がある。

(3) コンピュータ処理及びコンピュータ結合の安全対策について

① 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき、国保連に対し必要な対策を義務付け、実施状況の確認を行い、個人情報の保護のための安全対策を講じる。

② 国保連では、「神奈川県国民健康保険団体連合会老人保健医療事務電算共同処理業務規則」及び「神奈川県国民健康保険団体連合会電子計算機処理データ保護管理規則」に基づき、データの保護及び管理を行う。

③ 国保連からのデータ配信を受けるに当たり、医療予防課において個人情報の保護措置を次のとおり講じる。

ア 受信用機器 医療予防課内専用パソコン1台

パソコン本体と机をワイヤーロープにて固定する。

イ システムの保護について

(ア) 使用する職員は6名の担当者に限り、個人別に起動時のパスワードを設定する。

(イ) スクリーンセーバーを設定する。

(ウ) 定期的にウィルス対策を図る。

(エ) データ保存をする場合はMOを使用し、退庁時には鍵付きキャビネットに保管する。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ処理及びコンピュータ結合について認めるものである。

(1) コンピュータ処理の必要性について

国保連から老人保健医療の審査及び支払に関する情報等のデータ配信を受信することから、コンピュータ処理をする必要性は認められる。

(2) コンピュータ結合の必要性について

ア　すでに業務委託を受けている国保連では、老人保健ネットワークシステムを構築し、老人保健医療の審査及び支払事務に関する情報をコンピュータ処理によって配信する予定であり、受信した市が情報の修正等のデータを当該老人保健ネットワークシステムにより送信をすることから、コンピュータ結合をする必要性は認められる。

イ　安全対策

本事務の処理に当たっては、「藤沢市個人情報保護に関する条例」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以　上